

埼玉の運送会社「KYOWA」に7日間の事業停止処分

Edited By LogisticsToday On 2019/07/09

関東運輸局はこのほど、埼玉県戸田市の運送会社「KYOWA」本社営業所に対し、7日間の事業停止と124日車の車両停止を命じる行政処分を行った、と発表した。同局は、死亡事故を起こしたことを端緒として2018年10月4日、11月1日、19年2月25日に監査を実施。点呼記録の不実記載など5件の違反を確認したことから今回の処分に至った。

Article printed from Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト : <http://www.logi-today.com>

URL to article : <http://www.logi-today.com/346241>

Copyright © 2019 Logistics Today | 国内最大の物流ニュースサイト. All rights reserved.